



M

「きょうと男女共同参画推進宣言」
事業者登録制度

「きょうと男女共同参画推進宣言」 事業者の登録について

～現在、67事業者が登録しています！～

平成22年度11月末現在、登録事業者数は67社(うち、市外転出1社を含む。)となっています。登録事業者の主な取組は、男女共同参画推進課ホームページに掲載しています。

■ URL: http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soshiki/6-1-2-0-0_2.html

「きょうと男女共同参画推進宣言」アドバイザーを派遣します！
～「女性の能力活用策」や「ワーク・ライフ・バランス推進策」をアドバイス～

京都市では、職場における男女共同参画の取組を促進するため、キャリアカウンセラーや中小企業診断士などの資格を持つ専門家を派遣します。

「新しい制度を導入したい」、「企業風土を変えたい」という相談はもちろん、「こんなこと聞いてもいいの?」というお困りごとまで、気軽に御利用いただけます。

- 対象 京都市内に事業所がある中小企業等
- 費用 無料(資料作成等の実費負担の場合あり)
- 内容 以下のような取組を進めるため、アドバイザーが具体的な助言を行います。
 - 女性の登用・活用方法の検討
 - 柔軟な働き方ができる制度(短時間勤務・ノ残業デーなど)の導入
 - 育児休業や介護休業制度の導入・充実
 - 次世代育成支援対策促進法に基づく一般事業主行動計画の策定
 - セクシュアル・ハラスメント防止対策 ほか

ウィングス京都MAP



地下鉄烏丸御池駅(5番出口)又は地下鉄四条駅・阪急烏丸駅(20番出口)下車徒歩約5分
本施設へお越しの際は、電車・バスなど公共交通機関を御利用ください。

京都市文化市民局
共同参画社会推進部男女共同参画推進課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
Tel.075-222-3091 Fax.075-222-3223
http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-1-2-0-0_1.html

2010年12月京都市文化市民局男女共同参画推進課発行 京都市印刷物第224506号

財団法人京都市女性協会 —— 企画・編集
〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262
Tel.075-212-7490 Fax.075-212-7460
<http://wings-kyoto.jp>

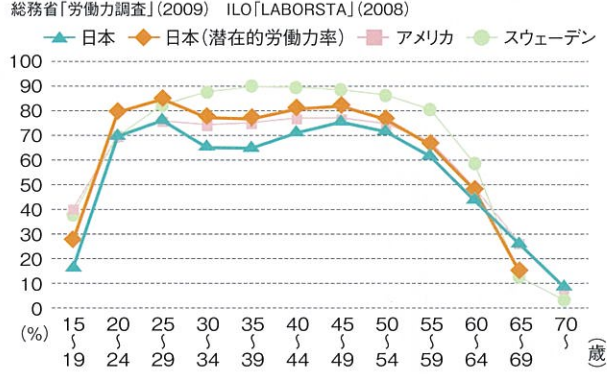




「きょうと
男女共同参画推進宣言」
事業者登録制度

M字カーブ

女性の年齢階級別労働力率の国際比較



平成21年度の総務省の「労働力調査」では、労働力人口[※]に占める女性の割合は41.9%となっています。ライフスタイルが多様化し、以前のように結婚や出産を機に専業主婦になるのではなく、働き続けることを選択する女性が増えています。また、少子高齢化による労働力の減少に伴い、女性も労働の担い手として大きな役割を果たしていくことが期待されています。しかし、現実を見ると、女性が継続して働く環境は、まだまだ整っていないといえます。

前出の「労働力調査」によれば、日本の女性の労働力率[※]は、30歳代を谷とするM字カーブを描いています。これは、出産子育て期に就業を中断し、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンの方が多いためです。しか

し、潜在的労働力率[※]を見ると、M字のカーブのくぼみは小さくなっていることから、日本の女性は子育て期にも就業の継続を希望する方が多いにもかかわらず、現実には困難であるという状況が読み取れます。

育児介護休業法の制定や保育園の整備等、公的な支援は徐々に進んでいます。が、個々の事業者や一人ひとりの労働者が実際に取組を進めていかないと、この問題は解決しません。

京都市では、平成17年度から「女性の能力の積極的な活用」や「仕事と家庭生活の両立支援」など、男女が共にいきいきと働くことができる職場づくりに向けて積極的に取り組んでいる企業や団体を「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者として登録し、その取組を応援す

る制度を実施しています。登録している事業者は、管理職への女性の積極的な雇用や、育児介護休業制度の充実、ワークライフバランスの推進等、女性だけでなく男性も家庭生活と両立しつつ働くことができる環境づくりに取り組んでいます。

働きたいと思っている人が働き続けられる。また、仕事か家庭生活かの二者択一ではなく、どちらも両立していける。当事者自身の努力だけでなく、社会全体で仕事と家庭生活の両立を支援していけるような社会が、目指すべき男女共同参画社会のひとつの姿なのです。

※労働力人口：満15歳以上の就業者と完全失業者(就職活動をしている失業者の合計)
 ※労働力率Ⅱ労働力人口/15歳以上人口
 ※潜在的労働力率Ⅱ(労働力人口+非労働力人口のうち就業希望者)/15歳以上人口